

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月11日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成21年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。今年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）の4年度目の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第2期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～17年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会決定。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会決定）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成21年度業務実績全般の評価

平成21年度は、第2期中期計画の4年度目にあたり、中期計画全体からみてその内容が概ね達成されるべき時期に該当する。当該研究所は、中期目標、中期計画に基づいてメタボリックシンドロームの予防をはじめとする社会的に重要な健康課題に真摯に取り組んでおり、当該研究所に課せられた研究成果、行政ミッション等の主要な課題において概ね目標を達成していると認められる。

第2期中期計画においては、特に3つの重点調査研究課題を設定し、これらの重点課題にかかる目標を達成するため、各プログラムが相互に連携しながら調査研究を着実に進めている。そしてその成果は、学術誌への原著論文の発表、健康食品にかかる情報の収集と提供など、いくつかの評価項目について明らかに達成していることから、評価できる。

例えば「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定後、全国で管理栄養士・栄養士等の専門職を対象とした多数の講演会を開催し、その普及・啓発に努めた努力などは評価できる。

また、健康増進法に基づく公平性・中立性が高く求められる業務に関し、「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、標準的な調査ツールの開発、調査精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施を実現してきている点は高く評価できる。

国際協力や産学連携についても、関係団体との適切な連携・協力の下、社会的ニーズへの対応が行われており、概ね年度目標を達成しているが、今後とも主務官庁との連携を密にしていく必要がある。

業務運営については、中期目標の達成にむけて様々な工夫と取り組みが行われており、効率化・合理化を図ってきた努力が認められる。各プログラム・プロジェクトが持つ課題ごとに重み付けを行い、人員配置や予算配分、研究成果や貢献度合いに基づく処遇への反映などの取り組みがなされ、効果的な業務運営が図られていると認める。そのほか、定型的な業務の外部への委託、ITを活用した予算執行管理システムの運営、消耗品等の一括購入や原則一般競争入札による経費節減などの努力により、中期目標をその期間を前倒ししてクリアしていることなどから、業務運営全体としての効率化が着実に進んでいる。

以上の点を踏まえ、平成21年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、概ね中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。

ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。

①重点調査研究の一つである「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」について、運動や食事と生活習慣病との関連の解明など、着実に研究が推進しており、高く評価できるが、今後、国民の健康、栄養状態の改善（QOLの改善）に資する研究、さらには普及活動など、この面からも多様な活動が必要である。また、当該研究所の将来のあり方を検討する上でも、研究の入り口、つまりニーズ把握のための方法の精査によって、社会から当該研究所への課題の橋渡しとともに、研究成果の出口戦略、つまり社会への橋渡し、例えば国や自治体の施策への展開・活用などについて整理を進めることによって、研究所自体の将来構想を固め、PRしていくことが重要である。その際、大学や民間の研究機関ではない国の独立行政法人であるという特徴を生かした研究課題を重点的に扱う方向で検討を行う必要がある。

②若手研究者による創造的・萌芽的研究においては、独自性を重視して独り立ちできる研究者を育成するという観点を重視して課題を採用すべきである。

食育推進基本計画の推進に資する調査研究についても、さらなる充実が求められる。また、高齢者介護に関する調査研究事業など、目に見える形で成果を社会に還元できるようにする必要がある。

③国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項のうち、栄養情報担当者（NR）認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該研究所の位置づけや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきである。

④業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等中期目標達成に向けた工夫・努力が認められるが、それらの取り組みが実際の業務や人員配置にどう反映されたかを具体的に明らかにすること。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

#### ①業務運営の改善に関する事項について

運営会議、各種委員会を適宜開催して情報の共有化に努めるとともに、内部統制の実をあげている姿勢は評価できる。また、予算執行管理システムの運用等による効率的な業務運営に努め、中期計画中の目標を上回る成果を示していることは認めるが、業務運営に関する効率化の根拠をより詳しく提示すべきである。

#### ②研究・業務組織の最適化に関する事項について

限られた人員のなかで、民間企業・大学等との交流による人材育成や組織の活性化、外部資金の活用による人材の雇用手法や重点化した人員配置などによる研究業務組織の最適化に向けた取り組みがなされており、評価できる。

#### ③職員の人事の適正化に関する事項について

研究業務の重要性に対応した人員配置や女性研究員の比率を高めたこと、フレックスタイム制の活用などによる働きやすい職場環境づくりに努めたほか、事務職員についても上司による段階的評価を行うなど人事の適正化に努めており、評価できる。

#### ④事務等の効率化・合理化に関する事項について

定型的な業務の外部委託や所内LAN、予算執行管理システム等を活用した業務・システムの効率化・最適化による経費節減や人員削減が適切に行われている。

#### ⑤評価の充実に関する事項について

各プログラム・プロジェクトごとに内部評価および外部評価を実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させており、効率的な運用を行っている。

#### ⑥業務運営全体での効率化について

運営費交付金については、業務の効率化や経費削減努力の結果、一般管

理費、人件費、業務経費のいずれも中期目標で示された数値目標を達成しており、評価できる。今後はラスパイレス指数の引き下げに向けた取り組みに期待する。

## (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

### ①研究に関する事項について

三つの重点調査研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」については、運動や食事と生活習慣病との関連の解明、「エクササイズガイド 2006」による生活習慣病予防効果の確認のための調査、2型糖尿病感受性遺伝子の同定など、生活習慣による健康への影響の解明に向け、中期計画に基づいて着実に研究が進捗しており、高く評価できる。

今後は運動と食事の併用効果に関する詳細な検討や、国民の健康にどう役立つのかを国民にわかりやすく伝える工夫が必要である。

また、「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定に当たり、中心的な役割を果たしてきたが、平成21年度は特に、全国で管理栄養士・栄養士等の専門職を対象とした普及・啓発のための講演会を多数開催しており、その努力は評価できる。

さらに、『健康食品』を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究については、健康食品の安全性・有効性に関する情報の収集・分析がなされ、科学的根拠のある情報としてホームページ上で幅広く提供されており、そのデータベースに対するアクセス数もきわめて多く、我が国で唯一の信頼できる中立的で公平性が高い情報源として各方面で欠くべからざるものとなっていることから、きわめて高く評価することができる。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」が平成21年度に公開されたことも評価されるべきである。今後はこれら有用なデータベースの一層の充実と国民各層への普及が望まれる。

重点調査研究以外の調査研究については、健康・栄養に関わる幅広い分野において、若手研究者によるいくつかの創造的研究を実施し、中期計画を概ね達成していると認められる。

食育推進基本計画に資する調査研究については、各自治体における実施状況の評価・モニタリングなどさらなる充実が求められる。また、高齢者介護に関する調査研究事業などは、その成果をより広く社会に還元できるように工夫する必要がある。

研究成果については、国際的に評価の高い英語論文を中心に、目標を大きく上回る学術論文及び学会発表を行っており、評価できる。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定後に行われた全国的な普及講演会、一般

公開セミナー、専門家向けセミナー、オープンハウス等による研究所の取り組みの紹介、施設見学の受入れなど、開かれた研究所へ向け着実に取り組んでおり、内容的にも中期目標を達成していると評価できるが、今後、子供や中・高生を対象とする広報に力を入れることや、講習会・オープンハウス・セミナー参加者の意見やアンケート調査結果を活用することが望まれる。

知的財産権については、当該研究所の性格上、ある程度の難しさがあることは理解できるが、さらなる努力が必要である。共同・受託研究においても、研究費の増額には厳しい情勢であるが、増加に向けた一層の努力が求められる。

研究の実施体制等の整備については、研究所の人員が少ない中で所定の成果をあげているが、任期付研究員等の採用や処遇については、雇用と人材育成の両面からさらなる工夫が必要である。連携大学院、民間企業等との人材交流、共同・受託研究は、他機関との連携による研究も含め、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。

## ②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、標準的な調査ツールの開発、調査精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施に向けて改善に努め、報告までの期間も十分に計画を達成しており、高く評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応としては、関係団体や行政機関との意見交換会の開催等を通じて、社会的・行政ニーズの把握及び業務への反映に努めており、中期計画を概ね達成しているが、今後は消費者庁や関係団体との意見交換などをより緊密に行っていくべきである。

国際協力、産学連携等の対外的な業務については、アジア諸国を中心とする研究ネットワークの構築、若手研究員の受け入れ、英語版ホームページによる情報提供等、国際協力の進展に努めており、概ね中期計画に沿った実績をあげている。

栄養情報担当者（NR）認定制度については、試験の実施、研修会の開催など、概ね年度計画通りの実績であると評価するが、NR制度自体について、省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該研究所の位置づけや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義や認定されたNRのその後の活動の実績等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきである。

## ③情報発信の推進に関する事項について

利用者の視点に立ち、FAQに「エネルギー代謝」を加え、「健康・栄養フォーラム」の内容充実を努めたほか、「特別用途食品・栄養療法エビデン

ス情報」が公開され、利用者も格段に増加していることから、評価できる。

### (3) 財務内容の改善等について

#### ①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

競争的資金の獲得や受託研究等による自己収入の増加に向けた地道な努力を重ねており評価できるが、過去の実績を踏まえた適切な目標額を設定し、外部資金獲得に向けたさらなる努力を期待する。

#### ②経費の抑制に関する事項について

消耗品の一括購入、公用自動車運行管理業務委託期間の短縮、退職者補充のための任期付研究員制度の活用等により、経費節減の効果は顕著に現われており、平成17年度実績と比較すると、一般管理費が15.0%、業務経費が11.7%、人件費が6.7%削減され、中期目標期間の数値目標（一般管理費は10%削減、業務経費及び人件費は5%削減）を前倒しで達成している。

事務処理の効率化、経費の節減に向けたコスト管理に着実に取り組むとともに、月次監査等も行なわれ、評価できる。

### (4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保のため、セキュリティ対策実施手順書の見直しや外部のセキュリティ監査を受けるなど、適切な対応が講じられている。

### (5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

#### ①財務状況について

平成21年度の当期総利益が33百万円となっており、昨年度の赤字決算から黒字決算へと転換した。

主な利益の要因としては、任期付研究員制度の活用等により人件費支出を抑制したことによるものであり、研究所の努力が認められる。

#### ②保有資産の管理・運用等について

当該研究所は、独自の庁舎を持たず、個別法に基づき無償で庁舎を使用しているが、占有するプールや運動フロアについては、研究の一環として設備使用料を取って一般人にも利用されており、今後、研究に支障が生じない範囲でさらなる資産の有効活用の可能性を検討することを期待する。

#### ③組織体制・人件費管理について

当該研究所における職員の給与については、国に準じた給与体系（俸給表等）を適用しており、俸給、諸手当等の給与水準は国家公務員の給与水

準と同一であり、国と異なる独自の手当もないとしているが、ラスパイレス指数（年齢勘案）については、事務職員が107.6、研究職員は102.4となっている。

平成21年度の指数が100(年齢勘案)を超えた要因として、当該研究所は、東京都新宿区にあり、支部を有していないことから、全職員が国の基準と同様に地域手当17%（平成21年度）の対象となっていることに加え、

ア 事務職については、11名全員が国からの出向者であり、中でも比較的給与の高い本省出身者が4名（36%）いること

イ 研究職員については、全員が大卒であり、研究職員34名中25名が博士課程の修了者であること、また、国の機関から移行した研究者も12名おり、全員が管理職であること

などを要因としてあげているが、引き続き給与水準の適正化に向けた努力を続けるとともに、事務職員については、人事異動の際に年齢及び給与を勘案した配置について、国に要請することや、いわゆるプロパー職員の採用の可能性を検討するとともに、研究職員については、定年等による退職者の補充を行う際には、原則公募により、任期付研究員を採用したり、若い職員の配置を進め管理職の割合の引き下げを図るなどしてラスパイレス指数の引き下げを図る方針を明確にしているため、その成果について注視していく必要がある。

一方、総人件費については、基準となる平成17年度実績を6.7%下回っており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%、平成21年度は4%）を達成しているが、最終年度である平成22年度にも今年度同様の削減率を達成するため、引き続き努力が求められる。

また、福利厚生費の状況について、法定外福利費は1,035千円（役職員一人当たり8,554円）となっており、その内容は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用のみであり、いわゆるレクリエーション経費等がないことは評価できる。

#### ④事業費の冗費の点検について

当該研究所の庁舎は無償で国から貸与されており、光熱水料については、国立感染症研究所との按分負担をすとされていることから、当該研究所単独で光熱水料の契約の見直しをすることは困難である。

なお、事務処理の効率化、経費の節減に向けたコスト管理に着実に取り組むとともに、月次監査等も行なわれ、経費節減策を講じていることから、評価できる。

#### ⑤契約について

契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備され、事務の執行体制については、複数者による事前・事後のチェック機能が確立されており、また審査体制については、会計担当監事の月次監査、所内での内部監査を実



施するなど契約に係る適正な運営を行うよう努力していると認められる。

随意契約の平成21年度の実績について、件数は1件（全体の10%）、金額は1百万円（同6%）であり、平成20年度の7件（同39%）、17百万円（同41%）との比較で、件数および金額とも大きく減少し進展が見られた。

また、一般競争入札においては1者入札が約6割（件数56%、金額60%）を占めており、契約の透明性・競争性を高めるよう一層の努力が必要である。

1者入札について当該研究所は、平成21年度においては、入札を行う場合には、より多数の者が参加可能となるよう当該研究所において作成した改善方策に基づき、公告期間、資格要件及び仕様等を見直し、さらに、1者入札であった場合には、理由の把握に努め、可能な限り、原因に応じた改善策を講じる取り組みがされている。これらの取り組みを継続することにより、より一層競争性・透明性が確保されることを期待する。

#### ⑥内部統制について

内部統制については、運営会議等、所内の会議を通じて適宜適切に円滑な情報交換がなされ、リスクの共有化と対応がなされている。また、監事監査及び内部監査を毎年実施し、業務の運営状況等をチェックすることにより業務の改善を図るとともに、理事長、監事、内部監査チームとの連携が図られていると認められる。

また、公的研究費の不正使用等の防止及び利益相反の管理に対する対応について、実施体制の整備を進め、COI委員会（利益相反委員会）など、コンプライアンス体制の整備・運営が適正に進められている。

さらに、法人の役職員の倫理については「倫理規程」を遵守させるとともに、研究面での倫理的配慮については「研究倫理審査委員会」において適正な審査を行い、人間の尊厳や人権を尊重した研究の実施に努めており、評価できる。

なお、資産の管理については、財務諸表の信頼性という観点から、資産の基準に該当するものについては、適切に財務諸表に計上されるように内部統制を適正に整備、運用をする必要がある。

#### ⑦事務事業の見直し等について

当該研究所では平成19年度からHP上に健康・栄養フォーラムを開設し、国民からの意見、要望、質問をはじめ、苦情等も受け付けてきており、厚生労働省に先駆けていわゆる「国民の声」を取り入れている点は評価できる。

また、毎年開催している研究所一般公開や一般公開セミナーを通じ、地域住民、国民に開かれた研究所を目指すとともにこれらを通じて寄せられた要望等を研究業務に生かしている姿勢は評価できるが、さらに国民や社会のニーズの把握に努めるとともに業務に反映させるよう期待する。

当該研究所は、中期目標に掲げられた3つの重点課題、法定業務等を行っているが、これらの業務は国民の健康の保持及び増進のために重要であり、引き続き充実・推進すべきであるが、社会的ニーズに合わせて不断に見直しを行い次期中期目標、中期計画に反映させる必要がある。

なお、栄養情報担当者（NR）認定制度については、試験の実施、研修会の開催など、概ね年度計画通りの実績であると評価するが、NR制度自体について、省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該研究所の位置づけや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきである。

また、業務委託等については、当該研究所は、いわゆる「事業の丸投げ」は行っておらず、特定関連会社、関連会社及び関連益法人もないため、これらの関連法人に対する出資等はなく、適正な対応がなされている。

#### ⑧法人の監事との連携状況について

会計担当監事が月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正性等を審査するなど当該法人と監事の連携が図られている。

#### ⑨公表値を前提とした法人の取組状況の検証について

当該研究所の平成20年度業務実績の評価において、政策評価・独立行政法人評価委員会より、総人件費については公表値（平成17年度の人件費。非常勤役員は含めていない数値）を前提とした法人の取組状況の適切性について検証することと指摘されたところであり、当委員会において当該研究所の総人件費改革の取組について、平成21年度業務実績を当該公表値を前提に検証したところ、総人件費の削減は進んでおり、適切に対応されていると認められた。

#### ⑩国民からの意見募集について

本委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務実績報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。